

議案第 96 号

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、
本案を提案するものである。

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 7 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項」を「同条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。